



交通安全ニュース



R 5 . 8 . 2 4

No. 5 - 1 1

香川県警察本部
交通部交通企画課

義務化されます！

酒気帯び確認における

「アルコール検知器」の使用

令和5年12月1日から、安全運転管理者による酒気帯びの有無の確認については、アルコール検知器の使用が義務化されます。

令和5年11月30日まで

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。



令和5年12月1日から

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、**アルコール検知器**（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、**国家公安委員会**が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。

前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。



前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、**並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。**

これにより、「**運転しようとする運転者**」や「**運転を終了した運転者**」の酒気帯びの有無の確認について、**アルコール検知器の使用が義務**となります。

酒気帯びの確認は、必ずしも運転の直前又は直後にその都度行うのではなく、**運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時**に行うことでも構いません。

アルコール検知器の性能は？

呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器であれば足りることとされています。

また、アルコール検知器には、アルコールを検知して、原動機を始動することができないようにする機能を有するものを含みます。



確実な酒気帯び確認を実施して、交通事故防止に努めましょう！

